

# 裁 判 支 援 制 度 要 綱

## 第 1 条（目的）

大阪府公立学校管理職員協議会（以下「本会」という）は、本会会員に対し、学校経営または運営に関する正当な職務を遂行するに際し余儀なくされた裁判の解決に要する費用を支援し、裁判による経済的・精神的な負担を軽減し、教育管理職員としての職務及び職責の円滑な遂行を図ることを目的として裁判支援制度（以下「本制度」という）を設ける。

## 第 2 条（要支援者）

本制度による支援対象者（以下「要支援者」という）は、本会会員及び同事務局職員とする。但し、本会を退職した者であっても、会員時に生じた第3条に定める要支援事案について支援を受けることができる。

## 第 3 条（要支援事案）

本制度により支援を受けることができる事案（以下「要支援事案」という）は、会員が故意または重大な過失なく正当な職務を遂行するに際し生じた学校事故または事件であって、裁判の当事者等として弁護士による裁判の遂行を余儀なくされ、支援が相当であると決定された案件である。

2. 会員の正当な職務の遂行が保護者等による妨害、不穏当な処分により侵害された場合、その被害の回復を図るため、やむを得ず裁判を遂行する場合にあっても、それが会員共通の利益に資し、支援が相当であると認められる場合には要支援事案とする。

3. 前2項の要支援事案を解決する方法は、訴訟に限らず、調停手続き、裁判外紛争解決手続き、その他適切な手続きを活用することを妨げない。

4. 前3項により支援を受けようとする会員は、あらかじめ顧問弁護士による法律相談を経た後、同弁護士を次条の支援を受けて代理人に選任することができる。但し、第2項にあっては顧問弁護士を代理人とする。この場合にあっても、特別の事情あるときは、特別役員会において代理人を決めることができる。

なおここに言う役員会とは会長、筆頭副会長、幹事長、事務局長を構成員とする会議体（以下、特別役員会と言う）をいう。

5. 本会特別役員会は、会員が所定の申請用紙に基づき支援を申し出た場合には、本会顧問弁護士と協議の上、教育的配慮をして前項の支援を決定する。

## 第 4 条（支援の限度額）

前条第1項の要支援事案に対する限度額は、一要支援事案につき金450万円を上限に、特別役員会で相当と認められた限度において、裁判に要する費用を支援する。裁判所に和解を勧められた場合も同様とする。詳細

は次の通りとし、他の保険とは無関係に支援するものとする。

(一) 訴訟費用等……………・弁護士費用（個人負担となる場合）

着手金

報酬

・供託金

・実費相当分等、計300万円

- (二) 裁判により損害賠償が命じられた場合の賠償金、150万円
  - (三) 但し (一)と(二)については、(一)と(二)2の合計、450万円以内とする。
  - (四) (一) (訴訟費用等300万円)と(二) (賠償額150万円)は、450万円の範囲内で互いに流用することができる。
  - (五) 一つの裁判で会員である被告が複数であっても1件として扱い、限度額450万円の範囲内で当該会員が要した費用に按分して給付する。
2. 前条第2項の要支援事案に対する支援の限度額は、一要支援事案につき、審級ごとに金150万円を、全体で金300万円をそれぞれ上限として裁判に要する費用を支援する。但し、特別の事情がある時は50万円を特別役員会決定で積み増すことができる。調停も「一審」扱いとする。
  3. 要支援者は、前項の支援により、損害賠償金、解決金その他の名目の如何を問わず経済的利益を得た場合には、その2分の1でかつ支援を受けた金額を超えない限度で、本会に対し支援金を還付しなければならない。

#### 第5条（支援の方法）

本制度による支援は、本会が第3条による要支援事案として決定したときに、前条に規定した着手金等として金100万円を上限に支援し、裁判終了時に同条所定の残余の金額を元に精算する方法で行う。

2. 要支援者は、要支援事案が金100万円未満で終了した場合には残金を返還しなければならない。
3. 要支援者は、本会に対し、裁判終了後直ちに、裁判の経緯及び結果並びに支援金の使途について、領収書等の疎明資料（写し）を添付した書面で報告しなければならない。
4. 要支援者は、市町村等公的機関から裁判費用の支援を受けた場合、当会支援額の範囲内で、市町村等公的機関からの支援額を当会に返還するものとする。
5. 要支援者には、裁判支援の開始から判決の確定日までの期間に依りて、見舞金を支給する。救援規定細則別表左欄上段より下段へ、1年未満：5千円、1年以上：1万円、2年以上：2万円、3年以上：3万円（以下下段に続く）と読み替える。

#### 第6条（裁判支援を受けられない場合）

- (1) ア 法令に違反する行為又は他人に損害を与えることを認識して行った行為  
イ 会員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと。あるいはそれに類する行為を行った場合  
ウ 会員に報酬その他の給付が違法に支払われたこと  
エ その他、公序良俗に反する行為等に起因する損害賠償請求
- (2) 自然災害等、不可抗力な原因による損害賠償請求
- (3) 車両等の所有、使用、管理に起因する損害賠償請求
- (4) その他、特別役員会が類似の保険等の免責条項等を参考に、顧問弁護士と相談して不相当と認めたこと。
- (5) 但し、1～3にあたっては要支援の必要が認められる場合は、顧問弁護士と相談の上、一部支援の対象とすることができる。

#### 第7条（本制度の執行）

本制度の執行は、特別役員会の監督のもと、事務局がこれにあたる。

#### 第 8 条（本制度の原資）

本制度の運用資金の原資は、特別会計をもってあてる。

#### 第 9 条（要綱の改正）

この要綱の改正は、幹事会の議決を経た後、代議員会の過半数の賛成をもって行うことができる。

#### 第 10 条（本制度の施行）

本制度は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。但し、要支援事案の発生がその前であっても、裁判の受理日が同日以降であれば本制度の運用を受けることができる。

#### 付 則

1. 平成 15 年(2003 年) 5 月 30 日 制定
2. 平成 18 年(2006 年) 2 月 27 日 一部改正
3. 平成 21 年(2009 年) 11 月 19 日 一部改正
4. 平成 23 年(2011 年) 11 月 17 日 一部改正
5. 平成 24 年(2012 年) 11 月 12 日 一部改正
5. 平成 25 年(2013 年) 11 月 19 日 一部改正
6. 平成 28 年(2016 年) 11 月 15 日 一部改正、同年 9 月 1 日より施行